

三親会規約

第1章 総則

第1条 本会は、会員相互の親睦を図ることを目的とする。

第2条 本会は三親会と称する。

第3条 本会は事務所を下記に設置し事務局を置くことができる。

〒530-0005 大阪市北区中之島2丁目3番33号（大阪三井物産ビル）
三井物産(株)関西支社・社友室内

第4条 本会は第1条の目的を達成するため下記の会務を行う。

1. 懇親のための催事
2. 図書及び娯楽設備の提供
3. 会報「三親会だより」の発行
4. その他本会の会務遂行に必要な事項

第2章 会員

第5条 本会の会員は、次の者であって、入会を希望し、役員会の承認を得たものとする。

1. 三井物産株式会社社友
2. 三井物産株式会社関西支社（旧大阪支店）及びその傘下の支店・営業所の勤務経験者
3. 旧三井物産株式会社勤務者

尚、歴代三井物産株式会社関西支社長若しくは大阪支店長経験者は、当会の「特別会員」として、これを認める。

第6条 本会に入会を希望する者は、別に定めたところの入会金及び会費を負担するものとする。

第7条 会員は本会の規約及び決議を守らなければならない。

第8条 会員が退会するときは、所定の退会届を本会に提出しなければならない。

第9条 会員が死亡、退会、除名された場合又は本会が解散した場合も、既払いの入会金及び会費はこれを返還しない。未払の会費はこれを徴収することが出来る。

第10条 会員は次の場合、会員たる資格を喪失する。

1. 退会届の提出
2. 3年以上会費の不払いがあり、役員会の決議を以って退会とした者
3. 役員会の決議による除名
4. 三井物産株式会社社友資格の喪失

第3章 役員と組織

第11条 本会に次の役員を置き役員会を構成する。

1. 理事 10名程度

内1名を理事長、1ないし2名を副理事長、1名を会計担当とする。
その他、組織として渉外、行事、女性、ゴルフ、文化等の各部を設置し、理事が担当する。

2. 監事 若干名

第12条 当会は諮問機関として部門OB会を設置する。理事長は必要の都度、部門OB会を招集する。

第13条 理事は総会で会員の中より選任し、任期は2年とする。但し、再任を妨げない。理事に欠員が出た場合、若しくは、役員会での増員の必要を認めた場合、役員会で補欠理事若しくは追加理事を決定することが出来る。但し次の定時総会でその旨報告する。尚、補欠理事若しくは追加理事の任期は、他の理事の残任期間とする。更に、理事にして任期中欠員を生ずるも、会の運営に支障を来たさない場合は直ちに補充しない。

第14条 役員会は本会運営につき審議決定し、その執行を担うものとする。

第15条 理事長並びに副理事長は理事の互選によるものとし、理事長は本会を代表して会務を統括する。副理事長は理事長を補佐する。

第16条 会計担当は、別途役員会にて定める「三親会経理細則」に沿って、当会の会計業務一切を円滑且つ適正に処理する。

第17条 理事長は理事中より副理事長並びに監事を選任する。但し、監事に選任された者はその任期の間は理事の資格を喪失するものとする。副理事長は理事長を補佐及び会務を代行し、監事は本会の会務及び会計を監査する。

第18条 理事長は、役員会の承認を得て、三井物産株式会社関西支社長及び本会理事長職を退任した者を顧問に推薦する。顧問は会の運営について助言することができるものとする。

第4章 総会

第19条 定時総会は毎年9月とし、臨時総会は役員会に於いて必要と認められた時、若しくは3分の1以上の会員から請求があった時に、これを開催する。

第20条 総会は理事長が招集してその議長となる。総会の決議は本規約に別段の定めのある場合を除き、出席した会員の議決権の過半数を以ってこれを決する。

第21条 会員は1個の議決権を有する。

第22条 総会に出席しない会員はその議決権を他の会員に委任することが出

来る。

第23条 総会の議事録は出席会員中から選任の議事録署名人が署名捺印してこれを本会に保存する。

第5章 入会金、年会費並びに会計

第24条 本会の会計年度は毎年7月1日より翌年6月30日までとする。

第25条 本会の入会金及び年会費は次の通りとする。但し、特別会員は入会金及び年会費は不要とする。

(1) 入会金：

一般会員（近畿地区内在住） 3,000円

遠隔地会員（近畿地区以外在住） 2,000円

但し、①全ての女性会員は入会金を不要とする。

②近畿地区は、大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県、滋賀県とする。

(2) 年会費

一般会員 3,000円

遠隔地会員 2,000円

但し、①満88歳に達した会員は年会費を免除する。

②終身会員（終身会費割引表を参照）

第26条 終身会費を制定し、別に定める付表に従いその支払いを認める。

第27条 本会の経費は入会金、会費、資産から生ずる収入並びに寄付金を以ってこれを支弁する。

第28条 本会の会務報告書、収支予算及び決算書類はこれを総会に提出して、その承認を受けなければならない。監事は前記の書類を監査し、役員会に報告しなければならない。

第6章 規約の改廃並びに本会の解散

第29条 規約の改廃並びに本会の解散は、第19条及び第20条に基づき議決されなければならない。

1980年7月1日制定

1985年7月1日改定

1990年7月1日改定

2009年7月1日改定

2011年7月1日改定

2016年10月1日改定

2017年10月1日改定

2018年10月1日改定

付表:「終身会費」の割引表

1. 制定条件

- 1) 満61歳～88歳までの会員(女性会員も含む)を対象とする。
- 2) 一般会員と遠隔地会員別に制定する。
- 3) 対象年数は初期の当該年齢から年会費徴収年齢(満88歳)で算出する。
- 4) 終身会費の割引率は若年層(15%)から高齢層(20～35%)へ漸増方式とする。
- 5) 割引率は5年毎(但し、81歳以上は8年)を基準に終身会費を制定する。

2. 割引表(単位:円)

【一般会員】 年会費:3,000円

満年齢	終身会費	規定の年会費	年数	割引額	割引率
61	71,400	84,000	28	12,600	15%
62	68,900	81,000	27	12,100	15%
63	66,300	78,000	26	11,700	15%
64	63,800	75,000	25	11,200	15%
65	61,200	72,000	24	10,800	15%
66	55,200	69,000	23	13,800	20%
67	52,800	66,000	22	13,200	20%
68	50,400	63,000	21	12,600	20%
69	48,000	60,000	20	12,000	20%
70	45,600	57,000	19	11,400	20%
71	40,500	54,000	18	13,500	25%
72	38,300	51,000	17	12,700	25%
73	36,000	48,000	16	12,000	25%
74	33,800	45,000	15	11,200	25%
75	31,500	42,000	14	10,500	25%
76	27,300	39,000	13	11,700	30%
77	25,200	36,000	12	10,800	30%
78	23,100	33,000	11	9,900	30%
79	21,000	30,000	10	9,000	30%
80	18,900	27,000	9	8,100	30%
81	15,600	24,000	8	8,400	35%
82	13,700	21,000	7	7,300	35%
83	11,700	18,000	6	6,300	35%
84	9,800	15,000	5	5,200	35%
85	7,800	12,000	4	4,200	35%
86	5,900	9,000	3	3,100	35%
87	3,900	6,000	2	2,100	35%
88	2,000	3,000	1	1,000	35%

【遠隔地会員】 年会費:2,000円

満年齢	終身会費	規定の年会費	年数	割引額	割引率
61	47,600	56,000	28	8,400	15%
62	45,900	54,000	27	8,100	15%
63	44,200	52,000	26	7,800	15%
64	42,500	50,000	25	7,500	15%
65	40,800	48,000	24	7,200	15%
66	36,800	46,000	23	9,200	20%
67	35,200	44,000	22	8,800	20%
68	33,600	42,000	21	8,400	20%
69	32,000	40,000	20	8,000	20%
70	30,400	38,000	19	7,600	20%
71	27,000	36,000	18	9,000	25%
72	25,500	34,000	17	8,500	25%
73	24,000	32,000	16	8,000	25%
74	22,500	30,000	15	7,500	25%
75	21,000	28,000	14	7,000	25%
76	18,200	26,000	13	7,800	30%
77	16,800	24,000	12	7,200	30%
78	15,400	22,000	11	6,600	30%
79	14,000	20,000	10	6,000	30%
80	12,600	18,000	9	5,400	30%
81	10,400	16,000	8	5,600	35%
82	9,100	14,000	7	4,900	35%
83	7,800	12,000	6	4,200	35%
84	6,500	10,000	5	3,500	35%
85	5,200	8,000	4	2,800	35%
86	3,900	6,000	3	2,100	35%
87	2,600	4,000	2	1,400	35%
88	1,300	2,000	1	700	35%